



介護用品支給事業

- 内容/紙おむつ等介護用品の支給
- 対象/要介護3～5の認定者を在宅で介護している市民税非課税世帯の人
- 支給品/1人上限年間7万5千円程度の物品



在宅介護手当

- 対象/3カ月以上の寝たきり、または6カ月以上の重度認知症高齢者等の人や、要介護4～5相当の人、重度身体・知的障害者の人を、月のうち15日以上在宅で介護している人
- ※市民税非課税等の所得制限あり
- 内容/月額8千円に該当する月数を乗じた金額を、手当として支給

医療機関送迎サービス

- 内容/家族の送迎や公共交通機関を利用することが困難な人が、医療機関へ通院する場合の送迎代金の一部を助成(利用回数は月1回)
- ※市外の医療機関への送迎は市内事業所を利用し、市内の医療機関への送迎はシルバー人材センターによる送迎となります
- 対象/家族の送迎や公共交通機関を利用することが困難で、要介護3～5の認定者、障害者の市民税非課税の人
- 助成限度額
 - ◆高知市の医療機関…助成限度額5千円
 - ◆南国市・香美市・安芸市・芸西村の医療機関…助成限度額3千円
 - ◆香南市の医療機関…全額助成、シルバー人材センターによる送迎

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、それぞれの高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービスや多様な支援を実施し、支える仕組みが必要になります。

香南市では、在宅で生活している高齢者や、介護をしている低所得世帯の家族の負担を少しでも軽減できるよう、介護保険制度の地域支援事業や、独自の事業等で次の支援を行っています。

高齢者福祉サービスのご紹介

詳しくはお問い合わせください



参加してみませんか? 介護予防事業

いきいきクラブ

いきいきクラブでは、認知症予防のための様々な取り組みを地域で実施しています。その中から、特色ある活動を行い、市内で活躍している団体の取り組みを紹介します。

- ◆消費者トラブル予防◆
消費生活出前講座
東川いきいきクラブ(香我美町)



- ◆栄養予防◆
栄養講座
野市ふれあいサロン(野市町)



高知県立消費生活センターの職員から、多様化する悪徳商法等によるトラブルに陥らないよう事例を交えた話と正しい知識や対処法を学びました。

日ごろから地域の人との交流を図り、被害の未然防止に心がけることは、安心した生活を送るために大切なことです。こうした勉強会も介護予防として取り組んでいます。

夏の暑さによる食欲低下や一人暮らしによる栄養の偏りが無いよう「たくさん」より「まんべんなく」さまざまな食品を摂ることができるような献立作りや食事のポイントについて栄養士から話を聞きました。

老化を遅らせる食生活を送ることは介護予防に繋がります。

今月のチェックポイント

医療機関などで支払った領収書を無くさないよう保管してください

高額医療費は払い戻しを受けることができます(※申請が必要)

だより 国保

医療機関等に支払った自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請により高額療養費として後から払い戻しを受けることができます。月の1日から末日まで歴月の医療機関等ごとの受診について計算します。なお、自己負担の限度額は69歳以下の人と70歳以上74歳以下の人で異なります(下表参照)。

払い戻しに該当と思われる人には、診療月の2～3カ月後に市から申請の案内をお送りします。

- [注意]
- ・医療機関ごとに計算(入院と外来は別計算)
 - ・入院中の食事代や保険診療の対象とならない差額ベッド料などは除く

69歳以下の人の場合

▶27年1月に制度改正があるため、認定証有効期限は12月31日まで。新しい認定証を12月中に郵送します。改正内容は、27年1月にお知らせします(更新手続きは不要です)。

所得区分(認定証に記載)	自己負担限度額(月額)	多数該当の場合※
上位所得者 [認定証記載(A)]	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般 [認定証記載(B)]	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯 [認定証記載(C)]	35,400円	24,600円

70歳以上74歳以下の人の場合

医療機関等の窓口では、保険証とあわせて高齢受給者証(ピンク色ではがきの大きさ)を必ず提示しましょう。高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月1日から有効です。

※多数該当とは…同じ世帯で過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降の限度額です

所得区分	自己負担限度額(月額)		多数該当の場合※
	外来限度額(個人単位)	外来+入院限度額(世帯単位)	
現役並み所得者(窓口負担3割の人)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	詳しくは、お送りしている「国保のしおり」をご覧ください。詳しくは、お送りしている「国保のしおり」をご覧ください。詳しくは、お送りしている「国保のしおり」をご覧ください。
住民税非課税世帯	8,000円	[区分Ⅰ] 15,000円 [区分Ⅱ] 24,600円	

限度額適用認定証のお知らせ

高額な外来診療や入院した場合にあらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関で提示すると、窓口での支払いの時点で、支払額を自己負担限度額までにすることができます。認定証は、**前もって市役所で交付申請してください。**

- ▶滞納世帯は、納付相談のうえ交付します。
- ▶申請した月の1日から有効になりますのでご注意ください。
- ▶住民税非課税世帯の人には、入院時の食事代が安くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

